

中津川工業高等学校いじめ防止等基本方針

令和3年4月1日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- * 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感を持って未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。
- * けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の捜査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ 遊びの意識での行動でも受けている生徒にとってはいじめととらえられる行為等。

(3) 職員の在り方

次のような姿勢を常に持ち続けることで生徒との間の信頼関係を高める。

「温かいが甘くない」「厳しいが冷たくない」「親しいが馴れ合いではない」
「生徒の意見を尊重するが放任ではない」「対応は多様だが不公平ではない」
「学校の方針に沿うが形式的ではない」

(4) 生徒に対する学校の姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・仲間意識や帰属意識（クラス・部活動・学校など）を育てる。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高め合える組織を目指す。
- ・「学校いじめ防止プログラム」や「早期発見・事案対処マニュアル」を定める。(改訂事項3)
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。(改訂事項4)
- ・いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。(改訂事項5)

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織<必置>

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ① [組織名称] 外部いじめ防止等対策委員会
[構成員] 校長・教頭・事務長・生徒指導主事・工業部長・教育相談主任・第三者（弁護士、臨床心理士、地域代表、保護者代表）外部専門家の参画を位置づけた。

[組織の運営]

- ・重大事態と判断する事案が発生した時など必要に応じ、会議を開催し、公開できる情報は伝え意見を聞く。
- ・年2回、定例会議を開催し、学校はいじめ防止に対する取組について第三者から意見を聞くとともに見直しを図る。(P D C Aサイクル)

- ② [組織名称] いじめ防止等対策委員会
[構成員] 校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、各学科主任、各学年主任、関係職員（担任・部顧問など）

〔組織の運営〕

- ・校内のいじめ防止対策等の中心となり、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うとともに、いじめか否か、重大事案か否かの判断をするための組織としていじめ防止等対策委員会を組織する。
- ・年5回（4月、5月、11月、1月、2月）会議を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について考える。（PDCAサイクル）
- ・いじめ問題が発生したときには、速やかに会議（重大事態と判断したときは、第3者を含める）を開催し、対策や方針を決定する。

（2）学校及び各分掌の取組

【管理職】

- ・職員の資質や能力について確実に把握し、適切に職員を指導する。
- ・校内の様子・生徒の様子を把握し、職員の生徒に対する活動を支援する。

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
- ・各クラス・各部活動の様子を共有する。

【生徒指導部】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事、部活動に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「いじめ・迷惑等実態調査」（生活実態調査や迷惑調査等）を実施し状況を把握する。
- ・教育相談体制を整え、全職員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
- ・MSリーダーズ活動等を通して、積極的に社会に貢献する姿勢を育て、社会の一員としての自覚を芽生えさせ、自己有用感や自己肯定感を育む。（改定事項8）

【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。
- ・ユニバーサルデザイン授業を推進する。

【進路指導部】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。

【渉外部】

- ・育友会総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

【工業部】

- ・ものづくりの心(思いやりの心)を育成する。
- ・各科の特色を活かし、ボランティア活動等を行い豊かな人間性を育成する。
- ・体育祭や仰星祭など科別の行事等を通してお互いを認め合う人間関係を育成する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に行う。

【厚生部】

- ・校内に安らぎの空間を作る。

【図書部】

- ・いじめに関する図書の充実を図る。
- ・心を育てる事に関する図書の充実を図る。

(3) 年間計画 (学校いじめ防止プログラム) (改定事項3)

月	行 事	取 組 内 容	目 的
4	始業式・入学式 いじめ防止等対策委員会 1年生教室巡回週間 教育相談(二者面談)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関する講話(情報モラル) ・学校の方針・計画を確認する ・1年生の様子を把握 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめをしない・許さない態度の育成 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応
5	人権映画 心理検査(バッテリーM2、シグマ) 校内巡視 第1回外部いじめ防止等対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識を育てる ・生徒の心理状態等を知る ・各科長を中心にした科職員による ・外部の意見を元に方針等の修正を行うと共に年間の取組や具体的対応の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の高揚 ・生徒の実態把握 ・生徒理解 ・いじめ防止の取り組みに関する報告と検討
6	教員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・心理検査等の有効な活用方法についての研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理検査の有効活用
7	第1回校内迷惑調査(全校) 第1回県いじめ調査(4~7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、迷惑調査(全校) ・第1回県いじめ調査(4~7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの早期発見、早期対応 ・早期発見・早期対応

7	三者面談	・家庭生活の状況確認と学校生活の 適応状況の確認	
8			
9	夏休みフォロー面談	・科の職員による面談（気になる生徒）	・早期発見・早期対応
10	第2回校内迷惑調査（全校） 職員研修 授業公開週間	・いじめ、迷惑調査（全校） ・教育相談についての研修 ・本校の授業を職員相互・外部の人に公開	・早期発見・早期対応
11	いじめ防止等対策委員会	・中間報告	・職員の共通理解
12	第2回県いじめ調査（8～12月） 三者面談・二者面談 ひびきあいの日	・第2回県いじめ調査（8～12月） ・家庭生活の状況確認や生徒の状況把握 ・人権週間	・早期発見・早期対応 ・人権意識の高揚
1	職員アンケート 情報モラルアンケート 学科主任面談 第2回外部いじめ防止等対策委員会	・今年度のいじめ防止対策について ・生徒の実態把握 ・問題を抱えた生徒対応 ・今年度の反省と来年度に向けての方針、計画	・早期発見・早期対応 ・いじめ防止の取り組みに関する報告と検討
2	第3回校内迷惑調査（1・2年） いじめ防止等対策委員会	・いじめ、迷惑調査（1・2年） ・年度の取組の検証、反省、次年度の方針、計画	・早期発見・早期対応
3	第3回県いじめ調査（1～3月） 職員研修	・第3回県いじめ調査（1～3月） ・今年度の反省と来年度に向けての方針	・早期発見・早期対応

3 職員の普段における具体的活動

- ・ 教頭
 - 部活動を見学し、顧問や顧問と部員の関係を把握
 - 校内を巡回し、職員と生徒関係を把握
 - 長期休暇中や欠点補充期間には校内の様子を把握
 - 職員の活動の把握

- ・ 生徒指導主事
 - 校内巡回を行い情報収集
 - 職員室内で生徒情報を交換
 - いじめ防止計画の遂行
 - 外部からの情報収集
 - 職員や担任のサポート

- ・ 学科主任 科内の生徒・職員の把握
科内の職員のサポート

- ・ 学年主任 担任のサポート
各種検査のデータチェック
ケース会議・教科担当者会議の開催

- ・ 教育相談 担任のサポート
教育相談会議
カウンセリング

- ・ 担任 クラス運営
休憩時間等における生徒の把握
生徒の様子把握
生徒と直接接する時間を多く持つ。
普段から気になる生徒に対しては家庭訪問等を行い家庭の様子を把握

- ・ 部顧問 積極的に部活動を指導し、生徒の様子を把握

- ・ 全職員 常に校内巡回を心掛け生徒の様子を把握
常に生徒に声を掛ける。
生徒と接する時間を出来るだけ多くし、生徒の変化を知る。
多くの生徒の情報を職員間で共有できるよう発信する。

4 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

*いじめ問題発生時・発見時の初期対応

教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。(改定事項9)

①生徒指導部

- ・ 被害者、加害者の事実関係の調査
- ・ 各種情報収集

②いじめ対策委員会

- ・ いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・ 判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・ 被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・ 加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・ 保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・ 県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ・ 経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・ 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）
- ・ 重大事態か否かの判断
- ・ 第三者にどのような人が良いか判断し、人選する。

(2)「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

重大事態とは

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めたとき
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 精神的な疾患を発症した場合

[対応順序]

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

[学校主体による調査組織の編成]

- ・ いじめ対策委員会に、さらに必要な第三者を加えることができる。

[学校主体による調査における注意事項]

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・ 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・ 調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・ 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

[留意事項]

- ・ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てであったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。（改訂事項 12）

(3) いじめが解消している判断（定義）

①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月間以上行われていないこと。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめの解消の定義としては上記の2つの要件が必要となる。この場合、事案に応じて被害生徒と保護者への面談等を通じて適切に判断する。（改定事項10）

5 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもある。また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要であり、特に生徒の自殺等が発生した場合は、心理検査、いじめ調査、迷惑調査等は大変重要な資料となることを想定して、アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間を当該生徒の卒業後5年間とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

6 国の「いじめ防止等のための基本的な方針」【別添2】

学校における「いじめの防止」「いじめに対する措置」のポイント（改訂事項7）

平成26年4月1日 施行
平成28年4月1日 改正
平成29年4月1日 改正
平成29年11月1日 改正
平成31年4月1日 改正